4　認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

㈠　㈡から㈣までに掲げる事項及び終了促進措置に係る対象免許人との合意について、他の全ての認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について認定日から三月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意すること。なお、終了促進措置に要した費用について一の認定開設者が負担する金額は、当該費用の総額を認定開設者の数で除した額とすること

㈡　㈠の他の全ての認定開設者との合意の日から六月以内に、終了促進措置の実施の概要（次号㈣の定めにより設置した窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人に周知させるための措置を開始すること

㈢　㈠の他の全ての認定開設者との合意の日から六月以内に、終了促進措置の実施手順を対象免許人に対して通知すること

㈣　㈡及び㈢に掲げる事項の実施前に、対象免許人を社員その他の構成員としている法人又は団体（以下「免許人団体」という。）との間で、㈡及び㈢の事項の実施について協議を行うこと

㈤　対象免許人との間で、当該対象免許人が行う第二号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該対象免許人が当該措置を行うまでの間に当該対象免許人の第一号㈠及び㈡に掲げる無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと

㈥　対象免許人から㈤の協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること

5　申請者（本開設指針に係る開設計画の申請者に限る。以下この章において同じ。）又は認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

㈠　申請者は、平成二十四年総務省告示第百六十五号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する件）の告示のときから認定を受けるまでの間、対象免許人及び免許人団体に対し、認定開設者が行う第二号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと

㈡　申請者は、平成二十四年総務省告示第百六十五号の告示のときから認定を受けるまでの間、他の全ての申請者に対し、終了促進措置に係る前号㈠の実施方法について協議、調整等を一切行わないこと

㈢　認定開設者は、前号㈠により他の全ての認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること

㈣　認定開設者は、前号㈠の合意の日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、第二項第三号㈢に定める日の前日まで設置すること

㈤　認定開設者は、前号㈢の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること

㈥　認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配意すること。なお、前号㈣及び㈤に規定する終了促進措置の実施に関する協議において、免許人団体が関与する場合には、当該免許人団体は当該関与に対して認定開設者及び対象免許人から対価を受けてはならないこと

㈦　認定開設者は、前号㈤の協議により合意がなされたときは、その内容を、全ての認定開設者及び対象免許人が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名を行った電磁的記録により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること

㈧　認定開設者は、当該認定に係る開設計画に基づく終了促進措置の完了までの間、毎年度の四半期ごとに、第一号㈠及び㈡に掲げる無線局の区分に従い当該措置を実施した無線局数及び当該措置の実施に要した費用その他当該措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出すること

6　総務大臣は、前号㈧の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針（七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る部分に限る。）及び当該認定に係る開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

7　認定開設者は、終了促進措置に関して、対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十　特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1　特定基地局は、次に掲げる場合に開設されたものとする。

㈠　第二項第一号に規定する七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数のみを使用する基地局又は陸上移動中継局を開設した場合

㈡　第二項第一号に規定する七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数と当該周波数とは異なる周波数とを併せて使用する基地局又は陸上移動中継局を開設した場合

㈢　既に開設している基地局又は陸上移動中継局について第二項第一号に規定する七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の追加又は当該周波数への変更に係る周波数の指定の変更を受けた場合

2　地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。

3　本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。

㈠　申請することができる周波数の帯域幅は、一〇MHzとし、電波法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、七七三MHzを超え七八三MHz以下、七八三MHzを超え七九三MHz以下及び七九三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を希望する順に開設計画に記載すること。

㈡　申請に当たっては、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則第二十五条の四に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

4　本開設指針に係る開設計画の認定は、電波法第二十七条の十三第四項各号並びに第一項、第二項及び第七項から前項まで並びに前各号に規定する事項並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請に対して行う。ただし、当該申請（九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を受けている者のものを除く。）の数が三の場合は当該申請に対して認定するものとし、三を超える場合は当該申請について別表第三に掲げる順序に従い同表に掲げる基準に適合する申請の数が三となるまで審査した当該申請に対して認定するものとする。なお、申請期間内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。